

愛知県統計協会賛助会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、愛知県統計協会会則第2条第2項の規定に基づき、賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 会則第4条に定めるこの会の目的に賛同し、所定の会費を納めるものを賛助会員とする。
ただし、賛助会員は会議に参画しない。

(入 会)

第3条 入会を希望するものは、所定の申込書(別紙様式)に会費を添え、会長あてに申込みものとする。

(会員の処遇)

第4条 会員には、次のような処遇をする。

- (1) この会が発行する各種統計資料の無償配布、および統計情報の提供
- (2) この会が開催する統計講習会等への参加
- (3) 統計関係優良刊行物等のあっせん
- (4) 統計に関する指導及び助言

(会 費)

第5条 会費は、1カ年(毎会計年度)20,000円とし、入会初年度は入会時に、次年度からは毎年6月末日までに納入するものとする。

2 会費は、この会の目的以外には使用できないものとする。

3 収納した会費は、返還しないものとする。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。